

新型インフルエンザ等対策業務計画（指定公共機関）

平成26年3月

日 本 電 信 電 話 株 式 会 社

東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社

西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

株 式 会 社 N T T ド コ モ

第1編 総則

第1節 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の目的	1
第2節 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の基本方針	1
第3節 業務計画の運用	1

第2編 新型インフルエンザ等対策の実施体制等

第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制	1
第2節 新型インフルエンザ等の情報収集及び周知	3
第3節 関係機関との連携	4

第3編 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法	4
第2節 新型インフルエンザ等発生時の海外勤務者等への対応	5
第3節 感染対策の検討・実施	5

第4編 その他

第1節 教育・訓練	6
第2節 計画の見直し	6

第1編 総則

第1節 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の目的

この計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）第3条第5項、第9条、第53条2項の規定に基づき、日本電信電話株式会社（以下「持株会社」という）、東日本電信電話株式会社（以下「東地域会社」という）、西日本電信電話株式会社（以下「西地域会社」という）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という）、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という）が、新型インフルエンザ等の発生段階の区分に応じ、指定公共機関としての責務の遂行及び人命尊重の視点からの感染防止に資することを目的とする。

第2節 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の基本方針

指定公共機関5社（以下、持株会社、東地域会社、西地域会社、NTTコム、NTTドコモをいう）は、以下の基本方針に基づき対応する。

1. 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、発生段階に応じた事業継続計画を策定し、①新型インフルエンザ等緊急事態における通信の確保、②新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的な取扱いに努める。
2. 感染拡大を可能な限り抑制し、社員等の生命及び健康を保護するための適切な感染防止策を講じる。

第3節 業務計画の運用

本計画は新型インフルエンザ等対策政府行動計画で示されている発生段階、被害想定等を前提として運用する。

第2編 新型インフルエンザ等対策の実施体制等

第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制

【未発生期】

1. 指定公共機関5社は各社ごとに新型インフルエンザ等の対策本部体制を確立する。

<各社の役割>

(1) 持株会社の役割

- ① 内閣官房、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し、連絡調整を図る。新型インフルエンザ等発生時には国に設置される新型インフルエンザ等対策本部と緊密な連携を保ち、新型インフルエンザ

等対策業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。

- ② 指定公共機関の責務を果たすため、東地域会社、西地域会社、NTTコム、NTTドコモ及びその他のグループ会社の統括・調整機能を発揮する。

(2) 東地域会社、西地域会社の役割

① 本社における対応

- i. 持株会社による統括・調整のもと、グループ会社と連携し内閣官房、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体並びに社外関係機関、ライフライン事業者及び報道機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し、連絡調整を図る。
- ii. 指定公共機関の責務を果たすため、持株会社と緊密な連携を保ち、新型インフルエンザ等対策業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。

② 支店における対応

必要に応じて当該区域を管轄する指定公共機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し、連絡調整を図る。

(3) NTTコムの役割

- ① 持株会社による統括・調整のもと、東地域会社、西地域会社、NTTドコモ及びグループ会社と連携し内閣官房、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体並びに社外関係機関、ライフライン事業者及び報道機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し連絡調整を図る。
- ② 新型インフルエンザ等発生時には、持株会社、東地域会社、西地域会社及びNTTドコモと緊密な連携を持ち、新型インフルエンザ等対策業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(4) NTTドコモの役割

- ① 持株会社による統括・調整のもと、東地域会社、西地域会社、NTTコム及びグループ会社と連携し内閣官房、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体並びに社外関係機関、ライフライン事業者及び報道機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し連絡調整を図る。
- ② 新型インフルエンザ等発生時には、持株会社、東地域会社、西地域会社及びNTTコムと緊密な連携を持ち、新型インフルエンザ等対策業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

各社の具体的な実施体制等は以下のとおり

会社	設置場所	実施体制	
		本部長	構成班 等
持株会社	本社（東京）	社長	本部運営班、NW・資材班、広報班、海外対応班
東地域会社	本社（東京）	社長	情報統括班、ネットワーク班、資材班、法人ユーザ班、マスマニユーザ班、広報班、総務厚生班
西地域会社	本社（大阪）	社長	情報統括班、設備班、お客様対応班（法人系G）、お客様対応班（個人系G）、広報班、共通業務班
NTTコム	本社（東京）	社長	情報統括班、サービス班、設備班、資材班、お客様対応班、トピック班、セキュリティ班、NTTコムグループ連携班、広報班、社内システム班、総務厚生班、
NTTドコモ	本社（東京）	社長	本部運営班、NW業務継続班、お客様対応業務継続班、海外対応班、社外対応班

2. 対策本部の下に職務を執行するにあたり、意思決定者を明確にするとともに、意思決定者の罹患等に備え、代行者を置く。
3. 各施策の発令時点（トリガーポイント）を設定する。

【海外発生期以降】

1. 指定公共機関5社は新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
2. 新型インフルエンザ等対策はこの本部の下で一元的に執行する。

第2節 新型インフルエンザ等の情報収集及び周知

指定公共機関5社は以下について取り組む。

【未発生期】

1. 厚生労働省、WHO、地方公共団体等の新型インフルエンザ等に関する情報源を特定するとともに、社員等への周知方法を確立する。
2. 社員並びにその家族の新型インフルエンザ等の罹患状況及び入社可能状況の把握方法を確立する（例）連絡システム、電話・メール等による把握

【海外発生期以降】

1. 社員等への情報提供を迅速かつ的確に行う。
2. 社員並びにその家族の新型インフルエンザ等の罹患状況及び入社可能状況を把握する。

第3節 関係機関との連携

指定公共機関5社は以下について取組む。

【未発生期～海外発生期】

1. 新型インフルエンザ等対策業務を実施するにあたり、必要な関係機関（内閣官房、総務省、その他関係政府機関、地方公共団体、業界団体・同業他社、取引先企業、サプライチェーン等）との連携体制確立のための方策を策定する。
2. サプライチェーンの補完が不確実であることに留意した方策についても合わせて検討する。

【国内発生早期以降】

1. 関係機関と連携し、新型インフルエンザ等対策業務を実施する。

第3編 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

1. 特措法で求められる新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

指定公共機関5社は、①新型インフルエンザ等緊急事態における通信の確保、

②新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的な取扱いに努めるため、各社のネットワーク監視業務、設備の故障修理及び回線開通等対応業務を実施する。

2. 発生時の人員計画の立案

指定公共機関5社は以下について取組む。

【未発生期～海外発生期】

- ① 新型インフルエンザ等対策業務に関係する組織の業務について、プライオリティ付け（サービス単位ではなく、業務・オペレーション単位でのプライオリティ付け）を行い、国内発生早期以降も必要な業務を特定し、業務継続必要最低人員を設定する。なお、必要な業務の特定にあたっては、グループ間で相互連携を図る。
- ② 新型インフルエンザ等対策業務継続のための感染予防物品及び資材を予め配備する。
- ③ 新型インフルエンザ等対策業務継続のための要員確保策を策定する。その際、欠勤者が出た場合に備えた代替要員の確保も検討する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策業務の特定にあたっては、事業の休止・縮小が財務に与える影響の事前予測を行う。
- ⑤ 利害関係者への周知及び広報活動について策定する。
- ⑥ 各施策の発令時点（トリガーポイント）を設定する。
- ⑦ 各業務の中断時点（ブレーキングポイント）及び回復時点（リカバリーポイント）

を設定する。

- ⑧ 感染リスクを低下するための業務実施方法を検討する（例）時差出勤、在宅勤務の実施

【国内発生早期以降（緊急事態宣言がされた場合）】

- ① 意思決定者は、発生状況に応じ、各施策を発令し、実行する。
- ② 新型インフルエンザ等対策業務以外の業務については、発生段階及び社員等の罹患状況に応じ、業務の中断を決定する。なお、業務の中断にあたっては、可能な限り、各社対策本部及び持株会社対策本部へ報告するとともに、事前に利害関係者へ周知を行う。
- ③ 中断した業務については、発生段階及び社員の回復状況等に鑑み、業務を再開する。なお、業務再開にあたっては、可能な限り、各社対策本部及び持株会社対策本部へ報告するとともに、事前に利害関係者へ周知を行う。

第2節 新型インフルエンザ等発生時の海外勤務者等への対応

【未発生期】

- 1. 「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」等を参考とし、発生国への海外出張の禁止、発生国における社員並びにその家族の国外退避等の要件を国毎に定める。
- 2. 感染予防策については、医療対応の質等の特殊性に鑑み、国別の感染予防策を実施する。

【海外発生期以降】

- 1. 発生国への海外出張の禁止、発生国における社員並びにその家族の国外退避を行う。
- 2. 事業継続の必要性は各社で判断する。

第3節 感染対策の検討・実施

指定公共機関5社は以下について取組む。

【未発生期～海外発生期】

- 1. 職場における感染対策を検討する。（例）「咳エチケット」の実施、症状のある社員の出勤停止、手指消毒の徹底等
- 2. 入館管理、対人距離確保策等の事業所内感染防止策を策定する。
- 3. 備蓄品の検討、備蓄の実施。

【国内発生早期以降】

- 1. 意思決定者は、発生状況に応じ、各施策を発令し、実行する。

第4編 その他

第1節 教育・訓練

指定公共機関5社は以下について取組む。

【未発生期～海外発生期】

1. 新型インフルエンザ等に関する社員への啓発活動を行う。特に、職場に「症状がある場合は、自宅療養する」という基本ルールを浸透させる。
2. 関係機関と連携した訓練の計画及び訓練を実施する。

第2節 計画の見直し

この計画は常に検討を加え、必要があると認められるときは、持株会社が調整、取りまとめを行い、これを修正する。

附則

この「新型インフルエンザ等対策業務計画（指定公共機関）」は、平成26年3月31日から実施する。

<参考>

■新型インフルエンザ等の発生段階

WHOのフェーズ	発生段階	状態
フェーズ1、2、3	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
フェーズ4、5、6	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・地域発生早期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)
	国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・地域発生早期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態) ・地域感染期(各都道府県で新型インフルエンザ等の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
ポストパンデミック期		

■ 新型インフルエンザ等の被害想定

人的被害の状況	
発生率	25% 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」による
致命率	0.5%～2.0% 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」による
欠勤率	20%～40% ・ 最大40%程度の欠勤率 ・ 業種、地域により流行のピークに差がある (被害想定作成上の1つの仮定)
欠勤期間	10日間程度 (被害想定作成上の1つの仮定)
到達時間	海外で発生してから日本到達まで2～4週間程度 (被害想定作成上の1つの仮定)
流行の波	流行は8週間程度 ・ 政府の介入により変わる可能性あり (流行のピークがなだらかなで期間が長引くなど) ・ 地域により、流行のピークの大きさや時期に差が生じる可能性がある